



令和6年 (2024年) 10月9日 (水)

No. 16239 1部377円 (税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円 (税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆知財の常識・非常識 ⑤2

AIの発明者性が問題となった東京地裁令和6年5月16日判決の検討 (1)

知財の常識・非常識 ⑤2

AIの発明者性が問題となった 東京地裁令和6年5月16日判決の検討

桜坂法律事務所

弁護士・弁理士 岡田 健太郎

第1 はじめに

「発明」は、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの(特許法2条1項)とされており、人間(自然人)が行うものであると当然のように考えられてきました。ところが、AI(Artificial Intelligence:人工知能)が発達し、特に生成AI(大量に学習させたデータをもとにコンテンツを自動的

に生成することができるAI)が広く利用されるようになってきた現代社会においては、人間が作ったものと同じような成果物をAIが生成できるようになってきており、発明は人間だけでなくAIも行っているのではないかと、AIも「発明者」になれるのではないかと、という疑問が沸いてきます。今回検討する東京地裁令和6年5月16日判決(令和5



弁理士法人 新樹グローバル・アイピー

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054

Tel 06-6316-5533

Fax 06-6316-5544

www.giplaw-osaka.co.jp

mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 川分 康博
弁理士 遠藤 真治

弁理士 夫 世進
弁理士 本田 恵
弁理士 香山 良樹
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 三崎 正輝
弁理士 岡崎 信治

弁理士 福山 正寿
弁理士 石川 貴之
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 惇
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎

弁理士 合路 裕介
弁理士 金田 祥子
弁理士 古賀 稔久
弁理士 松山 習
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 上田 雅子

(日本弁理士ABC順)

中国弁理士 鄭 徳虎 韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン ※米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)

年(行ウ)第5001号・出願却下処分取消請求事件)は、特許庁に提出する出願書類の「発明者」の欄に「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載し、特許庁から補正命令を受けたにもかかわらずこれを拒否した結果、出願却下処分になった事案で、当該出願却下処分の取消しを求めて出訴した訴訟です。

本訴訟では、AIが生成したものが「発明」といえるのか(AI発明が特許の保護対象になるか)、特許法や関連法令は「発明者」についてどのような規定を置いているか、自然人以外が発明者になった場合にどのような不都合があるか、AIが生成したものが「発明」にならなかった場合にどのような不都合があるか、などの様々な問題について、原告(出願人)と被告(国。処分行政庁は特許庁長官)が議論を行い、裁判所もある程度踏み込んだ検討を行っており、興味深い裁判例であるといえますので、今回取り上げることにしました。

第2 事案の概要と当事者の主張

1 当事者

原告：A

被告：国(処分行政庁：特許庁長官)

2 事案の概要

本件の事案を時系列にすると、下記の表のとおりです。

3 当事者の主張の概要

(1) 原告の主張

原告(出願人)の主張の要点は、①特許法はAI発明の保護を否定していないこと、②AI発明の出願では発明者の氏名は必要的記載事項ではないこと、の2点です。

原告は、①について、特許法2条1項の「発明」の定義(「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」)のうち、「技術的思想」は、一定の課題を解決するための具体的手段が

令1.9.17	原告	欧州特許庁における特許出願を優先権の基礎とするPCT国際出願をした(本件出願)。
令2.8.5	原告	特許庁長官に対し、特許法184条の5第1項の国内書面(本件国内書面)及び同法184条の4第1項所定の明細書、請求の範囲、図面及び要約の日本語による翻訳文を特許庁に提出した。本件国内書面には以下の記載がある。 【出願の表示】 【国際出願番号】PCT/I B2019/057809 【発明者】 【氏名】ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能 【特許出願人】 【氏名又は名称】A
令3.7.30	特許庁長官	原告に対し、以下の内容の補正を命じた。 本件国内書面には発明者の氏名を記載しなければならず、発明者として記載をすることができるのは自然人に限られる。出願人は発明者欄の氏名に自然人を記載する補正を行わなければならない。
令3.9.30	原告	特許庁長官に対し、上記の補正命令は法的根拠がなく補正による応答は不要である旨を記載した上申書を提出した。
令3.10.13	特許庁長官	特許法184条の5第3項に基づき、本件出願を却下する処分(本件処分)をした。
令4.1.17	原告	本件処分に対して審査請求をした。
令4.3.9	特許庁長官	審査請求に対し、弁明書を提出して争った。
令4.10.12	審査長	審査請求を棄却した。
	原告	本件処分の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

反復可能であることを意味し、「創作」も、自ら作り出すことが必要であるものの、既存のものを見つけ出す発見は創作には含まれないという程度の意味であり、これらの「発明」の定義からも、日本の特許法上、「発明」は自然人がしたものに限定されていないと主張しました。また、日本の特許法の規定を通覧しても、AI発明が日本の特許法上の「発明」の概念から排除されることを根拠付ける規定は存在しないと主張しました。

また、原告は、②について、特許法が出願書類に【発明者】の【氏名】の記載を求めていることの趣旨は、自然人が発明をした場合において、その自然人には発明者名誉権が帰属することから、その権利関係を明確にするためのものにすぎないところ、AI発明は、発明者名誉権なるものを観念する余地がなく、【発明者】の【氏名】の欄に「発明者」(自然人)の氏名を記載しなければならない理由はないから、AI発明については、【発明者】の【氏名】の欄には、「該当なし」or斜線(/)or人工知能の名称(本件では、「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」)が記載されていたとしても問題ないと主張しました。

(2) 被告の主張

これに対し、被告は、上記①に対して、特許法2条1項の「発明」の定義の「技術的思想の創作」という文言からして、何らかの自然人の精神活動が介在することが当然に前提とされると主張し、また、知的財産基本法2条1項は、「知的財産」を「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの・・・をいう。」と定義しており、「発明」につき「人間の創造的活動により生み出される」ものであると位置づけているから、自然人の創作活動を介在させずに生成されるAI発明については、「発明」に包含されないと主張しました。

また、被告は、上記②に対して、国内書面の「発明者」の「氏名」欄には自然人の「氏名」を記載する必要があり、これを満たさない国内書面は形式要件違反があるとの評価を免れないと

主張しました。

第3 裁判所の判断

1 特許法及び関連法令の解釈

裁判所は、まず、知的財産基本法2条1項の文言の解釈として、「同法に規定する「発明」とは、人間の創造的活動により生み出されるものの例示として定義されていることからすると、知的財産基本法は、特許その他の知的財産の創造等に関する基本となる事項として、発明とは、自然人により生み出されるものと規定していると解するのが相当である。」と述べました。

そのうえで、裁判所は、特許法の規定について検討し、「発明者の表示については、同法36条1項2号が、発明者の氏名を記載しなければならない旨規定するのに対し、特許出願人の表示については、同項1号が、特許出願人の氏名又は名称を記載しなければならない旨規定していることからすれば、上記にいう氏名とは、文字どおり、自然人の氏名をいうものであり、上記の規定は、発明者が自然人であることを当然の前提とするものといえる。」と判示しました。

さらに、裁判所は特許を受ける権利の帰属について、「特許法66条は、特許権は設定の登録により発生する旨規定しているところ、同法29条1項は、発明をした者は、その発明について特許を受けることができる旨規定している。そうすると、AIは、法人格を有するものではないから、上記にいう「発明をした者」は、特許を受ける権利の帰属主体にはなり得ないAIではなく、自然人をいうものと解するのが相当である。」と判示しました。

2 AIを発明者とした場合の不都合

裁判所は、AIを発明者とした場合の不都合について、「特許法に規定する「発明者」にAIが含まれると解した場合には、AI発明をしたAI又はAI発明のソースコードその他のソフトウェアに関する権利者、AI発明を出力等するハードウェアに関する権利者又はこれを排他的に管理する者その他のAI発明に関係している者のうち、いずれの者を発明者とすべきかという点につき、

およそ法令上の根拠を欠くことになる。」と指摘しました。

また、特許法29条2項に規定する当業者(特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者)との関係について、「自然人の創作能力と、今後更に進化するAIの自律的創作能力が、直ちに同一であると判断するのは困難であるから、自然人が想定されていた「当業者」という概念を、直ちにAIにも適用するのは相当ではない。」と述べました。

3 結論と付言

裁判所は、AI発明に係る制度設計は、AIがもたらす社会経済構造等の変化を踏まえ、国民的議論による民主主義的なプロセスに委ね、その他のAI関連制度との調和にも照らし、体系的かつ合理的な仕組みの在り方を立法論として幅広く検討して決めることが、相応しい解決の在り方とみるのが相当であることや、グローバルな観点からみても各国の特許法にいう「発明者」に直ちにAIが含まれると解するに慎重な国が多いことなども指摘したうえで、特許法に規定する「発明者」は自然人に限られるものと解するのが相当であると判示し、本件処分は適法であると結論付けました。

さらに、裁判所は、以下のとおりの付言を行いました。

「なお、被告は、当裁判所の審理計画の定め(第2回弁論準備手続調書参照)にかかわらず、原告主張に係るAI発明をめぐる実務上の懸念に対し、具体的な反論反証(令和5年11月6日提出予定の被告の再々反論、再々反証をいう。上記手続調書参照)をあえて行っていないものの、特許法にいう「発明者」が自然人に限られる旨の前記判断は、上記実務上の懸念までも直ちに否定するものではなく、原告の主張内容及び弁論の全趣旨に鑑みると、まずは我が国で立法論としてAI発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが、AI発明に関する産業政策上の重要性に鑑み、特に期待されているものであることを、最後に改めて付言する。」

第4 検討

1 特許法等の解釈

(1) 特許法2条1項

特許法2条1項は、「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義しています。この発明の定義には、「自然人」や「人間」といった主体の限定は入っていないものの、「技術的思想の創作」という文言には、思想や創作といった人間の精神的活動を前提とする意味合いが含まれていると考えられます。なお、被告は、特許法2条1項の発明の定義は、ドイツの法学者であるコーラーが提唱した「技術的に表示された人間の精神的創作であり、自然を制御し自然力を利用して一定の効果を生ぜしめるもの」との定義を、実質的にそのまま踏襲したものと理解されているという点を指摘しています。

AIが人間に近いアウトプットができるようになったといっても、AI自身が思想や創作といった精神的活動を行っているといえるかについては疑義があるところだと思われるため、特許法2条1項の文言からは、AI発明を認めることが躊躇されるという状況にあると思われます。

ただ、特許法2条1項の「発明」の定義からは、原告のようにAI発明は排除されていないと解釈することも不可能ではなく、裁判所も、特許法2条1項の「発明」の文言を根拠に結論を導くことはしていません。

なお、知的財産戦略本部が2024年6月4日に策定した「知的財産推進計画2024」では、『「発明者」(共同発明者を含む。)]として認められるための要件については、現時点でのAI技術水準を見れば、AI自身が、人間の関与を離れ、自律的に創作活動を行っている事実は確認できておらず、依然として、自然人による発明創作過程で、その支援のためにAIが利用されることが一般的であるといえ、発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与した者を発明者とするこれまでの考え方に従って自然人の発明者を認定すべきと考えられる。他方で、今後、AI技術等の更なる進展により、AIが自律的に発明

の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱いについては、技術の進展や国際動向、ユーザーニーズ等を踏まえながら、発明者認定への影響を含め、引き続き必要に応じた検討を特許庁は関係省庁と連携の上で進めることが望ましい。」(同17頁)と述べられています。

(2) 知的財産基本法2条1項

知的財産基本法2条1項は、「知的財産」を「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの・・・をいう。」と定義しています。

この文言からは、知的財産基本法自体が、「人間の創造的活動により生み出されるもの」を前提としていることが読み取れます。

ここで、上記規定では「その他の」という文言が使われていますが、「の」が抜けて「その他」という文言であったとすると意味が変わってくることになります。「その他」は、「その他」の前後が並列の関係にあることを示しており、「その他の」は、「その他の」の後ろが「その他の」の前を包含する関係にあることを示しています。知的財産基本法2条1項では、「その他の」という文言が使われているため、後が前を包含する関係になり、「発明」は、「人間の創造的活動により生み出されるもの」の一つということになります。

これに対し、原告は、著作権法27条のように、「その他」を用いても包含関係にある場合もあり、「その他」と「その他の」は厳密に使い分けられていないという反論や、知的財産基本法の立法趣旨に基づく反論もしていますが、裁判所に採用されるには至りませんでした。

(3) 特許を受ける権利の帰属について

特許法66条は、特許権は設定の登録により発生する旨規定しており、同法29条1項は、発明をした者は、その発明について特許を受けることができる旨規定していることから、「発明をした者」は、特許を受ける権利の帰属主体になり得る者である必要があります。私法上の権利義務の主体となる資格(権利能力)は、自然人(民法3条1項:「私権の享有は、出生に始まる。」)または法人(民法34条:「法人は、法令の

規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」)に限られており、AIは、自然人でも法人でもなく、権利義務の帰属主体ではないので、特許を受ける権利の帰属主体になることができません。

この点は、本件の結論をとる特に大きな理由になったのではないかと考えられます。

これに対し、原告は、原告はAIであるダバスを創作した者であり、ダバスをアクセス制限等によって自己のために排他的に管理しているから、民法189条1項、民法205条に基づき、本件発明についての特許を受ける権利を有している、と主張しました。民法189条1項は、善意の占有者は占有物から生ずる果実を取得するとした規定であり、民法205条は、上記規定を所有権だけでなく自己のためにする意思をもって財産権の行使をする場合(準占有の場合)に準用するとした規定です。これに対し、裁判所は、民法205条が準用する同法189条の規定は、果実を取得できる者を特定するのは格別、果実を生じさせる特許権そのものの発明主体を直ちに特定することはできないというべきである、と判示しました。

AIが物であるとする、物(AI)が発明という果実を生み出しているのであるから、発明が変形した特許を受ける権利も物(AI)の果実であり、物(AI)の権利者である原告のものになるとする原告の法律構成は、なるほどと思わされる法律構成です。もっとも、特許を受ける権利という特許制度の根幹をなす権利が、果実収受権を規定した民法上の規定によって定められることにはやはり抵抗があったように思われます。

(4) TRIPS協定27条1項

TRIPS協定27条1項は、特許の対象について、「(2)及び(3)の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について与えられる。」と規定しています。

原告は、上記の日本語の訳文では、「特許は

…与えられる」と訳出されていますが、原文は「patents shall be available」であり、法律用語の「shall」は、通常、立案者が義務を課す趣旨で使用される用語であるため、同項は、正確には「特許は…与えられなければならない」という趣旨であると主張し、TRIPS協定27条1項は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある発明については、自然人がしたか否かにかかわらず、特許法上の保護を与えられなければならない(義務)ことを規定していると主張しました。

しかし、裁判所は、同項は、「特許の対象」を規律の内容とするものであり、「権利の主体」につき、加盟国に対し、加盟国の国内特許法という「発明者」にAIを含めるよう義務付けるものとまでいえないとして、原告の主張を退けました。

TRIPS協定27条1項の規定からは、裁判所がいうように、権利の主体について何らかの義務付けをするような内容ではないと考えられますので、裁判所の判断は妥当であると考えられます。

2 「発明」が自然人による発明に限定されることの問題点

原告は、仮に、特許法上の「発明」が自然人による発明に限定されると解釈したり、AI発明の出願でも【発明者】の【氏名】は必要的記載事項であると解釈するのであれば、様々な懸念点が生じることを指摘しています。

以下では、原告が指摘する懸念点について、検討します。

(1) 公知の発明、公然実施の発明等にAI発明が含まれないことによる懸念

原告は、仮に、特許法上の「発明」が自然人による発明に限定されると解釈すると、特許法29条1項各号が定める公知の発明、公然実施発明等にもAI発明が含まれないことになり、AI発明が現実に存在しているにもかかわらず、そのAI発明が引用発明にならず、当該発明と同一の内容の発明をした者は、その発明について新規性要件で拒絶されることがないということになり、新規の発明を公開した者に対して独

占権を付与するという特許制度の根幹を揺るがすことになる」と指摘しています。

ところで、AIが生成したものが「発明」に当たらないという前提において、AIが生成した内容が公知文献に記載されていたような場合に、その記載内容は、後の出願との関係で特許法29条1項の公知例にならないのでしょうか。

一般的に、無効論の審理において公知例を認定する際には、特許の各構成要件が公知文献に記載されているかどうかを審査するにとどまり、その公知文献の記載内容が「発明」であるかどうかについてまでは判断をしないのが通常です。そうだとすると、AIが生成したものが公知文献に記載されていた場合には、公知例として新規性、進歩性欠如の根拠として使えることになりそうです。

これに対し、先使用権の事例ではありますが、知財高判平成30年4月4日(平成29年(ネ)第10090号)は、「先使用権を有するといえるためには、サンプル薬に具現された技術的思想が本件発明2と同じ内容の発明でなければならない」とした上で、サンプル薬の水分含有量が発明の数値範囲内にあったことを認めるに足る証拠はなく、仮に発明の数値範囲に入っていたとしても、同数値範囲となるように管理していたとは認められず、同数値範囲内に収めるという技術的思想がなかったとして、先使用権を不成立としました。この知財高裁判決は、先使用権が成立するためには、客観的に数値範囲内にあるだけでは足りず、数値範囲内に収めるという技術的思想が必要であることを前提としています。

この知財高裁判決の考え方を公知例の認定についてあてはめるとすれば、特許法29条1項の公知例にあたるためには、構成要件に形式的に該当しているだけでは足りず、発明と同じ技術的思想があったといえる必要があり、AI発明の場合には、技術的思想があったとはいえず、公知例に当たらないという判断になるように思われます。

この点は、今後、訴訟において、AIで生成した内容が公知の発明、公然実施発明として主

張された場合に、争いになることが予想されま
す。

(2) 冒認出願の増加を招来する

原告は、仮に、A I 発明の出願でも【発明者】
の【氏名】は必要的記載事項であると解釈する
のであれば、A I 発明を活用する企業は、①A
I 発明については保護を受けることを断念する
か、②A I 発明の保護を受けるため、願書の【発
明者】の【氏名】の欄に適当な自然人を特定し
て特許を受けようとするかのいずれかの行動を
取るものと考えられるところ、経済合理性を考
えると、上記①ではなく上記②の行動をとる可
能性が高いとして、A I 発明について、冒認出
願を事実上容認、助長、奨励することにつなが
ると主張しています。

懸念点としては若干異なりますが、知的財産
戦略本部が2023年6月9日に策定した知的財産
推進計画2023においても、従来、技術的思想の
創作過程は、①課題設定、②解決手段候補選択、
③実効性評価の3段階からなり、このうちのい
ずれかに人間が(創作的に)関与していればそ
の人間による創作であると評価するとの考え方
が示されていたところ、このような考え方によ
れば、解決手段に関する技術的な知見がない者
であっても、課題設定さえできれば、A I を用
いて解決手段を得ることにより、技術的思想の
創作(発明)を生み出すことができるようにな
ると考えられ、そのような出願の審査において、
創作過程でのA I の利活用をどのように評価す
るかが問題となるおそれがあるとされています
(同33頁)。

課題を設定することができても、解決手段を
全く思いついていない自然人が、課題をプロン
プトとして生成A I に入力し、生成A I を使っ
て解決手段を導き出し、これを特許出願した場
合に、課題を思いついただけで発明者として良
いのかという点は、やはり問題であると考えら
れ、今後の生成A I がさらに発展することを踏
まえて制度設計を考える必要があります。

(3) 必要的記載事項とすると無効にできない特 許が発生する

原告は、上記(2)のA I 発明の冒認問題に

ついて、審査請求において冒認出願に誤って特
許が付与された場合には無効審判を提起すれば
よいという原処分庁の主張に対し、特許法123
条2項は、冒認出願に該当することを理由とし
て無効審判を請求することができる者を特許を
受ける権利を有する者に限定しているから、仮
に、原処分庁が主張するように、A I 発明につ
いて誤って特許が付与された場合には、その特
許発明に係る特許を受ける権利を「発明者」か
ら承継した者が存在しないため、誤って付与さ
れた特許について冒認出願であるとの無効理由
を主張することができる者も存在しない、と主
張しています。

確かに、真の発明者である自然人がいない場
合には、無効審判によって是正することを期待
するのは難しいように思われます。

(4) 小括

原告が指摘する上記の懸念点は、もっともな
ものが多いと思われます。

裁判所は、「原告の主張は、A I 発明をめぐ
る実務上の懸念など十分傾聴に値するところ
がある」と述べ、前述のように、「立法論としてA
I 発明に関する検討を行って可及的速やかにそ
の結論を得ることが、A I 発明に関する産業政
策上の重要性に鑑み、特に期待されている」と
いう付言を述べています。

また、裁判所は、A I の自律的創作能力と、
自然人の創作能力との相違に鑑みると、A I 発
明に係る権利の存続期間は、A I がもたらす社
会経済構造等の変化を踏まえた産業政策上の観
点から、現行特許法による存続期間とは異なる
ものと制度設計する余地も、十分にあり得るも
のといえる、との判示も行っています。

今後、A I が生成したアイデアについてどの
ように特許法との整合性が取られていくのか注
目されるところです。

3 各国の状況

原告が開発したとする人工知能である「ダバ
ス」を発明者とする国際特許出願に関する各国
の状況をみると、複数の国において、発明者適格は
自然人のみが有するものであり、A I は発明者に

なれない旨判断されており、本判決の時点において特許が付与されているのは唯一、南アフリカにおいてのみということです。南アフリカでは、特許出願に対して方式審査のみが行われており、実体的な特許要件の審査制度は設けられておらず、南アフリカのCIPC(企業・知的所有権登録局)は、ダバスを発明者とする出願につき具体的にどのように判断したかについて公表していません。

米国では、米国特許商標庁(USPTO)が、特許法は発明者を自然人に限定しているとして、出願を却下し、バージニア州東部地区連邦地方裁判所もUSPTOの判断を是認しました。また、米国連邦巡回区控訴裁判所も、1審判決を支持する判決を言い渡しました。なお、米国では、USPTOが、2024年2月13日付けでAIを利用した発明についての発明者性のガイダンスを公表しています。

英国でも、英国知的財産庁(UKIPO)が出願を却下し、英国高等院もその判断を是認し、英国控訴院、英国最高裁もその判断を是認しています。

欧州特許庁(EPO)では出願を却下し、EPO審判部も原処分を維持して審査請求を棄却しています。EPO審判部の説示部分には、「予備的請求は、出願が人為的発明に関連しない場合にはEPC81条第一文が適用されないという主張に依拠している。審判部はこのアプローチに同意する。」とか、「審判請求人は、この規定の対象は人為的発明に限定されないと主張している。審判部はこれに同意する。発明がどのようにしてなされたかは欧州特許制度において明らかに何の役割も果たさない。(中略)したがって、AI生成発明もEPC52条(1)に基づいて特許を受けることができる」と論じることが可能である。」といったことが述べられており、原告はこれらの説示部分を自らの主張の根拠として挙げています。

のが実情だと思われます。

ただ、AIが今後も進化を続けることは間違いないので、裁判所も積極的に付言しているように、AI発明に関する制度検討を進めることが重要であると思われます。本判決とほぼ同じ時期の2024年5月に知的財産戦略本部のAI時代の知的財産権検討会から「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」が発表されましたが、今後さらなる議論の深化がなされることが期待されます。

—つづく—

⑤は8月7日付掲載
※次回は12月掲載予定

4 最後に

本件は、原告の請求が棄却され、各国の状況を見ると、日本において現在の法制度のもとでAIを発明者とする特許を登録するのは難しいという